

東急不動産株式会社「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年9月6日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、和歌山県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：和歌山県印南町及び日高川町  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大94,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年10月18日
環境大臣意見受理	令和 4年12月23日
経済産業大臣意見発出	令和 5年 1月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 3月13日
住民意見の概要等受理	令和 5年 5月25日
和歌山県知事意見受理	令和 5年 8月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 9月 6日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

## 東急不動産株式会社「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。  
また、土地の改変等を含む工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生抑制に努めるとともに発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、複数の風力発電事業が存在することから、これらの風力発電事業との累積的な影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査に当たっては、大滝川第1水源地对象事業実施区域内にあること、及び近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。  
また、水生生物の調査についても、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 文献調査で生息が確認されている陸産貝類については、現地調査を実施し、適切に影響を予測及び評価すること。
5. 植物の調査地点及び踏査ルートは、土地の改変を行う可能性のある区域を網羅するとともに、自然度の高い森林及び和歌山県にとって、貴重な天然林である自然度7の森林にも配慮して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 事業実施区域及びその周辺では、クマタカの生息が確認されている。このため、猛禽類の調査に当たっては、適切な調査期間を設定した上で、適切に調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。
7. 景観に係る眺望点として、川又観音を追加すること。

(和歌山県知事からの意見書の写しを添付)